平成２８年（フ）第７４６号
神奈川県藤沢市鵠沼花沢町13番８－1001号
債務者　佐伯　邦子
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月14日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９１７号
横浜市保土ケ谷区新桜ケ丘２－17－６　グリーンヒル並木Ｂ－202（石崎方）、住民票上の住所横浜市旭区若葉台３丁目11番204号
債務者　知本　孝子（旧姓土田）
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月14日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９８２号
横浜市南区中村町３丁目211番地　横浜市中央浩生館
債務者　大澤　竜也
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０６７号
神奈川県藤沢市村岡東１丁目12番地の１アルシオネ105
債務者　高田　裕章
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０６８号
神奈川県藤沢市村岡東１丁目12番地の１アルシオネ105
債務者　高田　敬子
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０９６号
横浜市戸塚区平戸町1174番地１　県営平戸高層アパート１棟401号
債務者　佐藤　正夫
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１６０号
横浜市鶴見区東寺尾６丁目34番45号　松沢ハイツ402
債務者　鳥越優海子（旧姓鶴岡）
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１６２号
神奈川県海老名市杉久保南３丁目５番１号
債務者　渡邊　麻佳（旧姓千葉）
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１８１号
神奈川県高座郡寒川町小谷２丁目７番26号　コーポラススノウ２－Ｂ
債務者　齋藤眞由美
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４号
北海道根室市常盤町２丁目１番地
債務者　マルシメ及川商店こと　及川　清彦
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月21日午前11時
釧路地方裁判所根室支部

平成２８年（フ）第２４１号
静岡県焼津市田尻345番地
債務者　西尾ふみよ
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０２９号
神奈川県綾瀬市大上６丁目11番16号
債務者　國澤　義弘
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第１０８１号
千葉県市川市塩焼２丁目２番地75号サイドパークＳ
破産者　有限会社ベイシステム
1　決定年月日　平成28年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１０８２号
千葉県市川市湊新田１丁目４番５－410号（オーベル行徳カレン）
破産者　塚田　秀樹
1　決定年月日　平成28年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９４号
千葉市中央区松波２丁目９番１号
破産者　エーエヌデザインテック有限会社
1　決定年月日　平成28年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２５４号
千葉県習志野市藤崎３丁目12番６号　ジュネス藤崎101号
破産者　藤代　達朗
1　決定年月日　平成28年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係